

令和6年度 指定居宅介護支援事業者に対する運営指導における
〈文書指摘・口頭指摘〉件数一覧（項目別）

（単位：件）

項目	指摘区分	文書	口頭	合計
1 基本方針		0	0	0
2 人員基準				
(1) 従業者の員数		0	0	0
(2) 管理者		0	1	1
小 計		0	1	1
3 運営基準				
(1) 内容及び手続の説明及び同意		0	6	6
(2) 提供拒否の禁止		0	0	0
(3) サービス提供困難時の対応		0	0	0
(4) 受給資格等の確認		0	0	0
(5) 要介護認定の申請に係る援助		0	0	0
(6) 身分を証する書類の携行		0	0	0
(7) 利用料等の受領		0	0	0
(8) 保険給付の請求のための証明書の交付		0	0	0
(9) 基本取扱方針		0	0	0
(10) 具体的取扱方針		3	3	6
(11) 法定代理受領サービス等に係る報告		0	0	0
(12) 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		0	0	0
(13) 利用者に関する市町村への通知		0	0	0
(14) 管理者の責務		0	0	0
(15) 運営規程、重要事項説明書		0	6	6
(16) 勤務体制の確保等		0	1	1
(17) 業務継続計画の策定等		0	1	1
(18) 設備及び備品等		0	0	0
(19) 従業者の健康管理		0	0	0
(20) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置		0	1	1
(22) 秘密保持		0	1	1
(23) 広告		0	0	0
(24) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等		0	0	0
(25) 苦情処理		0	0	0

(単位:件)

項目		指摘区分	文書	口頭	合計
	(21) 掲示		0	0	0
	(26) 事故発生時の対応		0	0	0
	(27) 虐待の防止		0	1	1
	(28) 会計の区分		0	0	0
	(29) 記録の整備		0	0	0
	(30) その他		0	0	0
	小 計		3	21	24
4 介護給付費の算定及び取扱い					
	(1) 基本報酬		0	0	0
	(2) 各種加算・減算		2	1	3
	小 計		2	1	3
5 変更届等			0	4	4
合 計			5	26	31

令和6年度 指定居宅介護支援事業者に対する運営指導における指摘内容一覧(項目別)

○法	:介護保険法(H9.12.17法律第123号)
○施行規則	:介護保険法施行規則(H11.3.31厚生省令第36号)
○条例	:太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(H30.3.16条例第12号)
○規則	:太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則(H18.3.29規則第15号)
○解釈通知	:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号)
○報酬告示	:指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第20号)
○留意事項	:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1労企第36号)

備考 分類に当たり、指摘事項及び根拠法令等について、事業所へ送付した運営指導結果とは表記が異なる場合あり

1. 文書指摘

(単位：件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(10)	具体的取扱方針	少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録してください。	条例第16条第15号 解釈通知第二3(8)⑮	3
4	(2)	各種加算・減算	入院時情報連携加算（Ⅱ）については、利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日（当該入院した日から起算して3日目）が運営規程に定める居宅介護支援事務所の営業日以外の日に当たる時は、当該営業日以外の日の翌日を含む）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していることが算定要件となりますが、期間内に行っていない場合に算定している事例が見受けられました。	・報酬告示 別表ホ注ロ ・留意事項 第三16	1
			次の事項に該当する場合に、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数（運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない）を算定していない事例が見受けられました。運営基準の遵守状況と報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。 ○当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合	・報酬告示別表イ注6 ・留意事項第三6	1
				合 計	5

2. 口頭指摘

(単位：件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
2	(2)	管理者	事業所の管理者については、主任介護支援専門員を配置してください。	・条例第6条第1項及び第2項 ・解釈通知第二2(2)	1
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てください。	・条例第7条第1項 ・解釈通知第二3(2)	6
	(10)	具体的取扱方針	居宅サービス計画の変更にあたって実施したアセスメントの結果を記録してください。	条例16条第17号 解釈通知第二3(8)⑰	2
			居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)を実施していない事例が確認されました。アセスメントの実施状況について自主点検してください。	・条例第16条(6) ・解釈通知第二3(8)⑦⑧	1
	(15)	運営規程、重要事項説明書	運営規程及び重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。	・条例第7条第1項及び第21条 ・解釈通知第二3(2)及び(13)	6

	(16)	勤務体制の確保等	指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしてください。	・ 条例第22条第1項 ・ 解釈通知第二3 (14) ①	1
3	(17)	業務継続計画の策定等	感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上及び新規採用時)に実施してください。 なお、当該計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。	・ 条例第22条の2第2項 ・ 解釈通知第二3 (15) ③④	1
	(20)	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	感染症の予防及びまん延防止のための訓練について、平時から、感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的に(年1回以上)行ってください。	・ 条例第24条の2 ・ 解釈通知第二3 (17) ハ	1
	(22)	秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るようにしてください。	・ 条例第26条第3項 ・ 解釈通知第二3 (19) ③	1
	(27)	虐待の防止	「虐待の防止のため」の職員研修並びに、相談、報告できる体制整備等を検討する「虐待防止検討委員会」を設置し、当該委員会を定期的に開催してください。	・ 条例第30条の2 ・ 解釈通知第二3 (23) ①～④	1
4	(2)	各種加算・減算	特定事業所集中減算に係る算定手続きにおいては、所定の期日までに所定の事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長へ提出してください。なお、80%を超えなかった場合についても当該書類は事業所において5年間（太田市基準）保存してください。	・ 報酬告示第1条注7 ・ 留意事項第三10(3) ・ 介護給付費請求書等の保管について（平成13年9月19日厚生労働省老健局介護保険課老人保健課）2 ・ 特定事業所集中減算に係る算定記録の提出（令和4年度後期分）について（令和5年2月21日付メール）4. (3)	1
5		変更届等	次の事項に変更があったときは10日以内に、その旨を太田市長に届け出てください。 ・ 運営規程 ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・ 法第82条第1項 ・ 施行規則第132条第1項第13号及び第133条第1項	4
合 計					26